



27中管市第252号
平成27年12月18日

東京都卸売市場審議会
会長 福永 正通 殿

東京都知事
舛添 要



東京都中央卸売市場使用料の改定について（諮問）

東京都卸売市場審議会条例第2条の規定に基づき、下記改定案について、貴審議会の意見をいただきたく、諮問します。

記

- 1 改定する使用料
東京都中央卸売市場使用料
- 2 改定の理由
平成28年11月に開場予定の豊洲市場では、低温化機能を備えた施設を整備することとしている。低温管理に必要な機能を強化するための施設整備を都が行う場合、これまで都が整備してきた既存施設と比較して、品質管理等に大きな格差が生じるため、「負担の公平」の観点から、機能強化のために要する費用を踏まえた使用料体系の見直しを行う必要がある。
このため、豊洲市場の開場に合わせ、今後、都が整備する低温施設を適用対象とする、現行使用料体系に低温化機能に係る経費を加味した新たな使用料を設定する。
- 3 改定の内容
次の通り、新たな使用料及び使用料額を定める。
低温卸売業者売場使用料(仮称)は、1月1平方メートルにつき750円とする。
低温荷さばき場使用料(仮称)は、1月1平方メートルにつき750円とする。
低温作業所使用料(仮称)は、1月1平方メートルにつき1,614円とする。
- 4 改定方法
東京都中央卸売市場条例の一部改正により措置する。
- 5 改定の時期
平成28年11月7日